

## Komax グループ基準：一般供給約款

バージョン： バージョン 1.0  
有効期限： 2023 年 8 月 4 日～  
所有者： グループ法務部

### 本書の目次

1.	一般条項.....	2
2.	納品およびサービスの提供の範囲.....	2
3.	オファーおよび技術文書.....	2
4.	仕向国で有効な規制および安全装置.....	2
5.	価格.....	2
6.	支払条件.....	3
7.	所有権の留保.....	3
8.	納期.....	4
9.	梱包材.....	4
10.	利益及びリスクの移転.....	4
11.	出荷、輸送、及び保険.....	5
12.	納品およびサービスの提供の検査および正式な受入れ.....	5
13.	保証、瑕疵担保責任.....	6
14.	不履行、不良履行およびその結果.....	7
15.	お客様による解除.....	7
16.	シュロニガージャパンによる契約の解除.....	7
17.	シュロニガージャパン側の更なる責任の排除.....	8
18.	シュロニガージャパンの償還請求権.....	8
19.	不可抗力.....	8
20.	知的財産権.....	8
21.	輸出および二次輸出の禁止.....	9
22.	設置.....	9
23.	行動規範.....	9
24.	管轄裁判所および準拠法.....	9

## 1. 一般条項

本一般供給約款は、拘束力を有するものとします。発注者（以下、「お客様」という）が随時定める条件であって、本一般供給約款と矛盾するものは、シュロニガー・ジャパン株式会社（以下、「シュロニガー・ジャパン」という）が書面により明示的に受諾した場合のみ有効とします。

契約は、シュロニガー・ジャパンとお客様との間で、シュロニガー・ジャパンが注文を受諾する旨を記載した確認書（注文確認書）をお客様が受領した時点で成立したとみなすものとします。

契約当事者のすべての合意および法的に関連する宣言は、効力を得るためには書面でなければなりません。電子媒体により送信または記録されたテキスト形式の宣言はすべて、別段の合意がない限り、書面による宣言と同等とします。

別段の合意がない限り、契約関係から生じるすべての義務の履行地は、シュロニガー・ジャパンの本社です。

本一般供給約款の規定の全部または一部が無効であることが判明した場合、契約当事者は、無効な規定と可能な限り同様の法的・経済的効果を有する取り決めを共同で模索するものとします。

## 2. 納品およびサービスの提供の範囲

シュロニガー・ジャパンの納品およびサービスの提供の範囲は、見積書および／または注文確認書、ならびにその付属書類および／または参照書類に網羅的に明記されます。そこに記載されていない商品および／またはサービスは、契約履行に必要な場合、お客様に追加請求することができます。

シュロニガー・ジャパンは、価格上昇につながる限り、改善につながる変更を行う権利を有するものとします。

シュロニガー・ジャパンが技術的な助言を提供し、または助言の役割を果たし、この情報または助言が契約上合意された義務の範囲に含まれない場合、このようなサービスは無料で提供され、すべての責任は免除されます。

## 3. オファーおよび技術文書

別段の合意がない限り、パンフレットおよびカタログに拘束力はありません。技術文書に記載されたデータは、そのように明示的に規定された範囲内でのみ拘束力を有します。シュロニガー・ジャパンは、技術文書のデータをいつでも変更する権利を留保します。

すべてのオファーは機密扱いとなります。その内容を知ることができるのは、それらを取り扱う予定の者のみです。

契約の各当事者は、相手方に提供する技術文書（図面、草案、回路図、コスト見積もりなど）に関するすべての権利を保持します。これらの文書を受領した当事者は、これらの権利を認め、相手方の書面による事前の同意がない限り、これらの文書の全部または一部を第三者に提供したり、引き渡された目的以外に使用したりしてはならないものとします。シュロニガー・ジャパンの要求により、対応する注文が実現しなかった場合、これらの書類を返却しなければなりません。

## 4. 仕向国で有効な規制および安全装置

お客様は、遅くとも発注時に、納品やサービスの提供、工場の操業、従業員の安全衛生に適用される基準や規制について、シュロニガー・ジャパンの注意を喚起するものとします。

別段の合意がない限り、納入される商品および提供されるサービスは、シュロニガー・ジャパンの基準および規則に準拠するものとします。

## 5. 価格

別段の合意がない限り、すべての価格は、インコタームズ 2020 に従った、梱包料を除いた正味 FCA(東京都稲城市東長沼 1726-15) であり、いかなる控除もなく可処分[通貨]によるとみなすものとします。

運賃、保険料、梱包料、輸出、通関、輸入、その他の許可、証明書取得のための手数料など、これらに限定されないすべての追加料金は、お客様が負担するものとします。同様に、お客様は、契約の結果として、または契約に関連して課税されるすべての税金、手数料、賦課金、関税などを負担するか、またはシュロニガー・ジャパンに負担がある場合は、適切な証拠と引き換えにシュロニガー・ジャパンに払い戻すものとします。該当する場合、輸送費（梱包、発送、保険を含む）は請求書に記載されます。

シュロニガー・ジャパンは、見積書の提出から契約上合意された履行までの間に貸金率または原材料価格が変動した場合、価格を調整する権利を留保します。

さらに、以下の場合には、適切な価格調整が適用されるものとします。

- 本一般供給約款に記載されている理由により、納期がその後延長された場合、または
- 引き渡される合意された商品または提供されるサービスの性質または範囲が変更された場合、または
- お客様が提出した書類が実際の状況に適合していなかった、または不完全であったため、材料または履行に変更が生じた場合。

## 6. 支払条件

支払いは、合意された支払条件に従い、現金割引、経費、税金、賦課金、手数料、関税等を控除することなく、お客様からシュロニガー・ジャパンの所在地に対して行われるものとします。上記を逸脱する場合は、書面による合意が必要です。

注文確認書に別段の記載がない限り、支払期限は請求書発行日から 30 日以内とします。

事前にシュロニガー・ジャパンとの合意がない限り、お客様の反訴請求との相殺、またはそのような請求による支払の留保は認められません。

支払義務は、シュロニガー・ジャパンの居住地において、シュロニガー・ジャパンが可処分[現地通貨]を使用できる限り、満たされたとみなすものとします。

シュロニガー・ジャパンに責任のない理由で、商品の輸送、納品、建築、試運転、納入品の受入、またはサービスの提供が遅れたり、妨げられたりした場合、重要でない部品が欠品している場合、または納入品の使用を妨げない範囲で再加工を行う必要が判明した場合も、支払期日を遵守するものとします。

前払い金または契約で合意された担保が契約条件に従って提供されない場合、シュロニガー・ジャパンは契約を堅持または解除することができ、いずれの場合も損害賠償を請求する権利を有するものとします。

理由の如何を問わず、お客様が支払いを滞納している場合、またはシュロニガー・ジャパン が、契約締結後に発生した事情により、全額または期限内に支払いを受けられないことを深刻に懸念している場合、シュロニガー・ジャパン は、法律で規定されている権利に制限されることなく、新たな支払条件および納品条件が合意されるまで、またシュロニガー・ジャパン が十分な担保を提供されるまで、契約の履行を拒否し、発送準備の整った商品を保管する権利を有するものとします。

合理的な時間内にそのような合意に達することができない場合、またはシュロニガー・ジャパン に十分な担保が提供されない場合、シュロニガー・ジャパン は契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有するものとします。

お客様が合意された支払期限を守らない場合、お客様の居住地において一般的な条件に従い、日本の民法の法定利率に 10 パーセントを上乗せした利率を下回らない利率で、支払期限が到来した合意された日からの利息を督促なしに支払う責任を負うものとします。更なる損害賠償を請求する権利は留保されます。

## 7. 所有権の留保

シュロニガー・ジャパンは、契約に従って全額の支払いを受けるまで、撤回権付きですべての納入品の所有者であり続けるものとします。お客様は、所有権留保された納入品の占有権を、納入品の納入時において、日本の民法第 183 条に規定された占有改定の方法により、シュロニガー・ジャパンに移転するものとし、前記の全額の支払いがされるまで所有権留保された納入品を善良な管理者の注意義務により、シュロニガー・ジャパンのために保有及び管理するものとします。シュロニガー・ジャパンは、管轄の所有権留保登記簿（もしあれば）に対応する記載を命じる権限を有します。

お客様は、シュロニガー・ジャパンの所有権の保護に必要な措置に協力するものとします。特に、契約の締結と同時に、お客様はシュロニガー・ジャパンに対し、関連する国内法に従い、公的な登記簿、帳簿または類似の記録（もしあれば）に必要な形式で所有権の留保を記載または通知する権限を付与し、お客様の費用負担で対応するすべての手続きを履行するものとします。

所有権留保の期間中、お客様は、自己の費用負担で、関連する操作マニュアルに従い、シュロニガー・ジャパンとの合意に基づいて、納入品を維持し、シュロニガー・ジャパンの利益のために、盗難、故障、火災、水害、その他のリスクに対して保険をかけるものとします。さらに、お客様は、シュロニガー・ジャパンの所有権がいかなる形でも損なわれないように、あらゆる措置を講じるものとします。

## 8. 納期

納期は、本一般供給約款に従い契約が締結され、輸出入許可、通関許可、支払許可など（ただしこれらに限定されない）のすべての公的手続きが完了し、注文に伴う支払いが行われ、合意された担保が提供され、主要な技術的事項について決済が完了した時点で開始されるものとします。納期が満了するまでに、納品の準備が整った旨の通知がお客様に送付された場合、納期は遵守されたものとみなされるものとします。納期が定められている場合、この日付は納期の最終日とします。

納期の遵守は、仕様の周知など、お客様が契約上の義務を果たすことを条件とします。

以下の場合、納期は合理的に延長されます。

- シュロニガージャパンが契約履行のために必要とする情報を完全かつ期限内に受領できない場合、または、お客様がその後この情報を変更し、それによって納品またはサービスの提供に遅延が生じた場合。
- シュロニガージャパンが十分な注意を払っても防止できない支障が発生した場合。このような支障には、伝染病、流行病、動員、戦争、革命、工場における重大な故障、事故、労働争議、原材料、半製品、完成品の供給業者による納入の遅延または欠陥、重要な部品の不良化、国家当局または公的機関による公的措置または不作為、天災地変、資源および材料の不足が含まれますが、これらに限定されるものではありません。このような状況において、シュロニガージャパンはいかなる損害に対しても責任を負いません。
- お客様または第三者が履行しなければならない作業、または契約上の義務の履行が遅れた場合、特にお客様が支払条件を守らなかった場合。

納期の延長により発生した費用のうち、シュロニガージャパンがその責任を負わないものについては、お客様に請求するものとします。

### 遅延

シュロニガージャパンは、合理的な猶予期間を記載したお客様からの書面による通知によってのみ、遅延に関して不履行となります。

納品遅延がシュロニガージャパンに起因するものであることが証明でき、遅延の結果として損害が発生したことを証明できる場合、お客様は遅延補償を請求できるものとします。代替納品によってお客様が救済された場合、遅延補償の請求は失効するものとします。

遅延に対する補償は、遅延した納品部分の契約価格に対して計算されるものとし、遅延の全1週間ごとに最大0.5%、ただし合計で5%を超えないものとします。最初の2週間の遅延は、遅延補償の請求を生じさせないものとします。遅延補償の上限に達した後、お客様は書面で合理的な猶予期間をシュロニガージャパンに設定するものとします。この猶予期間がシュロニガージャパンの責に帰すべき事由により遵守されない場合、お客様は遅延した納品部分の受領を拒否する権利を有するものとします。シュロニガージャパンは、その供給業者の納品遅延に起因する納品遅延について責任を負わず、その供給業者の納品遅延に起因する損害または損失について責任を負わないものとします。

お客様は、納期に関する条項で明示的に規定されている以外の納品または履行遅延に関する権利および請求権を有しないものとします。この制限は、シュロニガージャパン側の不法な意図または重大な過失の場合には適用されませんが、補助者の場合には適用されます。

## 9. 梱包材

梱包材は、シュロニガージャパンが別途請求するものとし、返品不可となるものとします。ただし、シュロニガージャパンの所有物として申告された場合は、お客様が送料を支払って発送場所に返却するものとします。

## 10. 利益及びリスクの移転

合意された納品条項は、当事者が契約を締結した時点で有効なインコタームズに基づき解釈されるものとします。

別段の合意がない限り、部分的な納品は認められません。

お客様の要請により、またはシュロニガージャパンに責任のないその他の理由により発送が遅延した場合、そのリスクは、当初予定された作業所からの発送時にお客様に移転するものとします。この時点から、納品される商品は、お客様の責任とリスク負担において保管され、保険がかけられるものとします。

## 11. 出荷、輸送、及び保険

出荷、輸送、および保険に関する特別な要望については、適時にシュロニガー・ジャパンに通知しなければなりません。輸送は、お客様の費用とリスク負担で行われるものとします。お客様は、あらゆる種類の危険に対する保険に加入する責任を負うものとします。

発送は、別段の合意がない限り、インコタームズ 2020、FCA(東京都稲城市東長沼 1726-15)で取り扱われます。梱包はシュロニガー・ジャパンが選択します。

輸送上の損害が発生した貨物は、適格な文書記録（損害の正確な詳細）をもってのみ受理されます。この文書記録にはドライバーの署名も必要です。外見上確認できる損傷は、写真を含めて文書化する必要があります。破損した商品は、元のパッケージでしっかりと梱包されていなければなりません。配送中の破損については、「配送中の破損」と必ず明記し、「配送に関するフィードバック / Lieferfeedback」（交換配送の場合）または「セットアップに関するフィードバック / Installationsfeedback」（機械配送の場合）という書式を使用して、最優先で直ちにシュロニガー・ジャパンに書面で報告してください。事実を確認し、すべての権利を保護するために、運送業者および/または運送会社（該当する場合）に速やかに通知しなければなりません。書式は [www.komaxgroup.com](http://www.komaxgroup.com) または [www.direct.komaxgroup.com](http://www.direct.komaxgroup.com) にあります。

## 12. 納品およびサービスの提供の検査および正式な受入れ

シュロニガー・ジャパンは、慣習的な慣行である場合、発送前に納入品及び提供サービスを検査することに同意します。お客様が更なる試験を要求する場合、特別に合意し、お客様が費用を負担する必要があります。お客様は、受領日から 14 日以内に、納品された商品及び提供されたサービスを検査し、瑕疵があれば直ちにシュロニガー・ジャパンが指定するサービス部門に書面で報告するものとします。この瑕疵の通知には、「配送に関するフィードバック / Lieferfeedback」（交換納品の場合）または「セットアップに関するフィードバック / Installationsfeedback」（機械納品の場合）という書式を使用することが義務付けられています。瑕疵の通知を受けた場合、シュロニガー・ジャパンは可能な限り速やかに瑕疵を是正するものとし、お客様はシュロニガー・ジャパンに瑕疵を是正する機会を与えるものとします。

正式な受入試験を実施し、それに関連する条件を設定するには、特別な合意が必要です。従って、FAT/SAT のような受入手順を適用するには、相互の合意がなければなりません。別段の合意がない限り、以下の内容が適用されます。

- シュロニガー・ジャパンは、お客様又はその代理人が立ち会うことができるように、受入試験の実施について期限内にお客様に通知するものとします。
- 正式な受入報告書を作成し、お客様及びシュロニガー・ジャパンの双方又はその代表者が署名するものとします。この報告書には、正式な受入れが行われたこと、条件付きで受入れが行われたこと、または、お客様が正式な受入れを拒否したことのいずれかを記載するものとします。後者 2 つの場合、瑕疵は報告書に個別に記載されるものとします。
- 軽微な瑕疵、特に納品された商品または提供されたサービスの効率的な機能を実質的に妨げない瑕疵の場合、お客様はその受入れおよび受入れ報告書への署名を拒否する権利を有しないものとします。このようなクレームは保証の対象となります。シュロニガー・ジャパンは、これらの瑕疵を遅滞なく是正するものとします。
- 契約からの重要な逸脱、またはシュロニガー・ジャパンが責任を負う重大な瑕疵の場合、お客様はシュロニガー・ジャパンに合理的な時間内に瑕疵を是正する機会を与えるものとします。その後、更なる受入試験が実施されるものとします。
- この試験中に、契約からの重要な逸脱または重大な瑕疵が再び現れた場合、本契約の当事者が事前に合意していることを条件として、お客様はシュロニガー・ジャパンに対し、価格の減額または補償もしくはその他の補償を請求する権利を有するものとします。ただし、このような試験中に現れた瑕疵または逸脱が、合理的な時間内には是正できないほど深刻であり、納入品および提供されたサービスがその指定された目的に使用できないか、またはその使用が実質的に損なわれる場合、お客様は、納入品の瑕疵部分の受領を拒否するか、または部分的な受領をお客様に期待することが経済的に不合理である場合、契約を解除する権利を有するものとします。このような場合、シュロニガー・ジャパンは、解約によって影響を受ける納品部分について、同社に支払われた金額のみを、いかなる金利の適用もなく、払い戻す責任を負うことができます。
- お客様は、機械を稼働させる前に、操作説明書、ソフトウェア説明書、スペアパーツカタログ、変換および設置に関する説明書など、すべての付属文書を注意深く読むものとします。再販する場合、お客様は上記の書類を購入者に転送し、以降の販売行為にこの手順が適用されるようにする義務があります。

- プロジェクトビジネスにおいて、図面、重量、測定表、および事前に示された設計文書からの逸脱が、関連モデルにとって必要であると考えられ、事前にお客様に相談した場合、シュロニガー・ジャパンは、図面、重量、測定表、および事前に示された設計文書から逸脱する権利を留保します。

以下の場合、正式な受入れが完了したとみなすものとします。

- シュロニガー・ジャパンの管理範囲を超えた理由により、指定された期日に受入検査が実施できない場合。
- お客様が受入れを拒否する権利がないにもかかわらず受入れを拒否した場合。
- お客様が本条項に従って作成された受入れ報告書への署名を拒否した場合。
- お客様が署名済の受入れ報告書を署名後直ちに（ただし、遅くとも正式な受入検査から[5]営業日以内に）シュロニガー・ジャパンに提供しない場合。
- お客様がシュロニガー・ジャパンによって納入された商品または提供されたサービスを使用した時点。

納入された商品または提供されたサービスに何らかの瑕疵があったとしても、本一般供給約款の保証、瑕疵担保責任に関する条項に明示的に規定されている以外の権利および請求権は、お客様には付与されないものとします。

### 13. 保証、瑕疵担保責任

#### 商品品質保証期間

商品としての品質に関する保証請求期間は 12 ヶ月間とします。それ以降はいかなる保証請求もできなくなります。この期間は、工事完了後の納入品の発送時、または納入される商品および提供されるサービスの合意された正式な受入れ時、あるいはシュロニガー・ジャパンが設置の責任を負う場合は、その完了時に開始されます。シュロニガー・ジャパンが管理できない理由により、発送、受入れ、設置が遅延した場合、商品品質に関する保証請求の期間は、遅くとも請求日から 15 ヶ月以内に終了するものとします。

磨耗部品については保証されません。

お客様または第三者が、シュロニガー・ジャパンが認めていない専門家による不適切な改造または修理を行った場合、または欠陥が発生した場合に、お客様が損害を軽減するためのあらゆる適切な措置を直ちに講じず、シュロニガー・ジャパンに欠陥を是正する機会を与えなかった場合、保証請求権は早期に失効します。

#### 材料、設計、製造上の瑕疵に対する責任

お客様からの書面による要請があった場合、シュロニガー・ジャパンは、保証期間の満了前に、不良材料、設計上の欠陥、または製造上の欠陥により欠陥があることが証明された納入品の部品について、修理または交換のいずれかを可能な限り速やかに選択するものとします。交換された部品は、明示的にその所有権を放棄しない限り、シュロニガー・ジャパンの所有物となります。シュロニガー・ジャパンは、その工場が発生した再加工作費用を負担するものとします。再加工がシュロニガー・ジャパンの工場では実施できない場合、お客様は、輸送、人件費、旅費、滞在費、および欠陥部品の分解と再組み立てにかかる通例の費用を超える関連費用を負担するものとします。

#### 明示的保証に対する責任

明示的保証とは、注文確認書または仕様書に明示的に規定されている保証のみを指します。明示的保証は、遅くとも保証期間が満了するまで有効です。受入試験が合意されている場合、試験結果が該当する品質または能力を証明した時点で、保証は履行されたものとみなされます。明示的保証が達成されない場合、または部分的にしか達成されない場合、お客様はまず、シュロニガー・ジャパンに対し、直ちに改善を実施するよう要求することができます。お客様は、シュロニガー・ジャパンに必要な時間と機会を与えるものとします。そのような改善が完全にまたは部分的にできない場合、お客様は、そのような場合について合意した補償、またはそのような合意がなされていない場合は、合理的な価格の減額を請求することができます。ただし、瑕疵があまりにも重大で合理的な時間内に改善できない場合、および納品された商品または提供されたサービスがその指定された目的に使用できない場合、またはその使用が実質的に損なわれる場合、お客様は納入品の瑕疵部分の受入を拒否する権利、または部分的な受領をお客様に期待することが経済的に不合理である場合、契約を解除する権利を有するものとします。この場合、シュロニガー・ジャパンは、解除によって影響を受けた納品部分について、同社に支払われた金額を、いかなる金利の適用もなく、払い戻す責任のみを負うことができます。

#### 瑕疵担保責任の除外

シュロニガー・ジャパンの保証および瑕疵担保責任から除外されるのは、材料不良、設計不良、または施工不良に起因することが証明されていないすべての欠陥、例えば、通常の磨耗、不適切なメンテナンス、取扱説明書の不履行、過度の負担、不適切な消耗品の使用、化学的または電解作用の影響、シュロニガー・ジャパンが請け負ったのではない建設または設置作業、シュロニガー・ジャパンが制御できないその他の理由によるものなどです。シュロニガー・ジャパンは、保証の範囲内で、お客様がソフトウェアに影響を及ぼさなかった限りにおいて、欠陥のあるソフトウェアに起因する損害に対してのみ責任を負います。影響とは、特にソフトウェアの修正および/または

は第三者のソフトウェアとの組み合わせ、特別な訓練を受けていないスタッフによるパラメータ設定の修正、および操作説明書から逸脱した取り扱いなどを考慮するものとします。

#### 下請業者からの商品およびサービス

お客様が指定した下請け業者から納入された商品および提供されたサービスについては、シュロニガー・ジャパンは下請け業者の保証義務の範囲内でのみ保証および瑕疵担保責任を負います。

#### 商品品質保証請求の排他性

材料、設計または製造上の欠陥、および明示的な保証の不履行に関して、お客様は、保証、瑕疵担保責任に関する条項で明示的に規定されている以外の権利および請求権を有しないものとします。それ以上の保証および/または責任、特に派生的損害に対する責任は除外されます。

#### 追加義務に対する責任

シュロニガー・ジャパンは、誤った助言等から生じる請求、または追加的な義務違反から生じる請求については、不法な意図または重大な過失の範囲内でのみ責任を負います。

#### 第三者の権利の侵害

シュロニガー・ジャパンは、契約に従って履行するためのすべての権利を保有していることを保証します。引き渡された商品に関して第三者がより良い権利を主張する場合、お客様は 5 日以内に書面にてその旨をシュロニガー・ジャパンに通知しなければなりません。

この通知が期限内に行われ、常にあらゆる合理的なサポートが提供されることを前提として、シュロニガー・ジャパンは、自己の費用負担で、このようなクレームからお客様を防御する責任を負うものとします。必要であれば、シュロニガー・ジャパンは、第三者の権利を侵害しないように、お客様の本質的な要求をすべて満たすようにその履行内容を変更するか、シュロニガー・ジャパンは、自己の費用で、お客様のために第三者からライセンスを取得するものとします。もしシュロニガー・ジャパンがどちらの方法も達成できず、第三者からの請求が裁判所の判決によって確立された場合、シュロニガー・ジャパンは、施行された第三者からの請求によってお客様が被ったすべての直接的な損失に対して補償金を支払うものとします。

それ以上の保証及び/又は責任、特に派生的損害に対する責任は除外されます。お客様は、シュロニガー・ジャパンが納品した製品が第三者の特許またはその他の所有権を侵害する製品の製造に使用されないことを保証する責任を負うものとします。シュロニガー・ジャパンは、この点に関していかなる責任も負いません。

## 14. 不履行、不良履行およびその結果

本一般供給約款に明示的に規定されていないすべての不良履行または不履行の場合、特に、シュロニガー・ジャパンが、正当な理由なく、納品およびサービスの提供の実行を開始するのが大幅に遅れ、時間厳守の完了がもはや予見できない場合、または、シュロニガー・ジャパンの過失により、契約条件に反する実行が明らかに予見できる場合、または、シュロニガー・ジャパンの過失により、納品またはサービスの提供が契約条件に反して実行された場合、お客様はシュロニガー・ジャパンに対して、影響を受けた納品またはサービスの提供のための合理的な追加猶予期間を付与し、同時に、不順守の場合、お客様は契約を解除することを警告する権利を有するものとします。シュロニガー・ジャパンが自らの過失によりこの追加猶予期間を未使用のまま経過させた場合、お客様は、契約に反して納入された商品または提供されたサービス、あるいは契約に反して納入されることまたは提供されるものが確実な商品またはサービスに関する契約を解除し、当該商品またはサービスに対して既に支払われた代金を、いかなる金利の適用もなく、払い戻すことを請求する権利を有するものとします。

このような場合、お客様側からの損害賠償請求、及び更なる責任の排除に関しては、更なる責任の排除に関する規定が適用されるものとし、損害賠償請求は、解除の影響を受けた商品の納入及びサービスの提供に関する契約価格の 5% を上限とするものとします。

## 15. お客様による解除

シュロニガー・ジャパンが注文確認書により注文を確認した後、お客様は契約を解除する権利を有しないものとします。お客様による契約の早期破棄の場合、お客様は、その他の損害または費用に加えて、注文金額の以下の割合をシュロニガー・ジャパンに支払うものとします。i) 注文確認後：50%、ii) 組立が完了し、発送準備が整った時点：80%、納品後：100%。

## 16. シュロニガー・ジャパンによる契約の解除

不測の事態により商品もしくはサービスの経済的効果もしくは内容が大幅に変更された場合、またはシュロニガー・ジャパンの業務に大幅な影響が生じた場合、またはその後に履行が不可能となった場合、契約は適切に変更さ

れるものとします。そのような変更が経済的に正当化できない限りにおいて、シュロニガー・ジャパンは、契約またはそれによって影響を受ける部分を解除する権利を有するものとします。

シュロニガー・ジャパンが契約の解除を希望する場合、その事象の結果を認識した後、直ちにお客様に通知するものとします。この規定は、事前に納品期間の延長が合意されていた場合にも適用されます。契約が終了した場合、シュロニガー・ジャパンは、既に納品された商品および既に提供されたサービスの部分について支払いを受ける権利を有するものとします。お客様は、既に提供された代金を、それに対する履行を受領していない場合、いかなる金利の適用もなく、返金されるものとします。このような解約に起因するお客様側の損害賠償請求は除外されるものとします。

## 17. シュロニガー・ジャパン側の更なる責任の排除

すべての契約違反および関連する法的結果、ならびにお客様のすべての請求は、その根拠が何であるかにかかわらず、本一般供給約款によって網羅的にカバーされます。特に、損害賠償、代金の減額、契約の解除または契約からの脱退について明示的に言及されていない請求は除外されます。いかなる場合においても、お客様は、納入品及び提供されたサービスにおいて発生した損害以外の損害であって、一般供給約款及びシュロニガー・ジャパンの個別見積書及び注文確認書によって網羅的にカバーされている損害を請求する権利を有しないものとします。この免責は、特に、生産の損失、使用の損失、注文の損失、利益の損失、その他の直接的または間接的もしくは結果的な損害を指しますが、これらに限定されるものではありません。ただし、この制限は、シュロニガー・ジャパン側の不法な意図または重大な過失には適用されませんが、シュロニガー・ジャパンがその義務を履行するために雇用または任命した者の不法な意図または重大な過失には適用されます。それ以外の場合、この免責は、強制的に反する範囲では適用されません。

## 18. シュロニガー・ジャパンの償還請求権

お客様、またはお客様がその義務を履行するために雇用または任命した者の行為または不作為により、第三者の人身傷害または財産への損害が発生した場合、およびこれらの理由でシュロニガー・ジャパンに対して請求がなされた場合、シュロニガー・ジャパンはお客様に対して償還請求する権利を有するものとします。

## 19. 不可抗力

シュロニガー・ジャパンは、シュロニガー・ジャパンの管理を超えた行為(以下を含みますが、これらに限定されません)に起因する障害または遅延が発生した場合、その障害または遅延について、お客様に対して責任または義務を負わず、債務不履行または義務違反があったとはみなされないものとします。

- 自然災害
- 洪水、火災、地震、またはその他の自然災害
- 供給工場の全面的または部分的閉鎖
- 戦争、侵略、敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、テロリストの脅迫または行為、暴動その他の内乱
- ストライキ、労働争議による操業停止または減速、その他の労働争議
- 原材料の不足または入荷の遅延
- 輸出入の禁止または関税の大幅引き上げを含む、政府当局による措置
- 伝染病または流行病（それぞれ、「不可抗力事象」）

不可抗力事由によりシュロニガー・ジャパンの履行が遅延した場合、シュロニガー・ジャパンは、その状況下で合理的に必要とされる履行時間を追加するものとし、シュロニガー・ジャパンは、その合理的な裁量で、すべてのお客様に生産と納品を割り当てることができます。

## 20. 知的財産権

シュロニガー・ジャパンは、シュロニガー・ジャパンから提出されるすべてのオファーと見積り、およびお客様に提供される図面、イラスト、計算書、パンフレット、カタログ、モデル、ツール、その他の文書および補助資料の所有権または著作権を保持します。お客様は、シュロニガー・ジャパンの明示的な同意がない限り、これらのものをそのまままたは内容的に第三者に利用させたり、開示したり、自らまたは第三者を通じて使用したり、複製したりすることはできません。お客様は、シュロニガー・ジャパンの要請により、通常の業務上不要となった場合、または交渉が契約締結に至らなかった場合、これらの資料をシュロニガー・ジャパンにすべて返却し、作成した複製物を破棄するものとします。



## 21. 輸出および二次輸出の禁止

二次輸出の禁止は、納品書または請求書において特に指定された物品に対してのみ有効です。

これらの商品の再輸出は、輸出入部門との約束により禁止されています。この約束は、これらの商品の購入者にも負わされ、さらに譲渡される場合には、その旨が伝達されるものとします。

輸入、再販、他国への発送については、お客様の責任となります。お客様は、すべての現地および国際的な再輸出規則に従うことを約束します。

商品および/またはサービスの提供の履行中に、お客様および/またはお客様の住所国が制裁を受けることが判明した場合、お客様とシュロニガー・ジャパンとの間の個別契約は無効となり、シュロニガー・ジャパンには履行義務はなく、お客様には費用または損害賠償を請求する資格はないものとします。

## 22. 設置

シュロニガー・ジャパンが設置作業を請け負い、または監督する場合、シュロニガー・ジャパンサービスの保守および修理に関する一般約款が適用されるものとします。

## 23. 行動規範

お客様は、[Komax グループウェブサイト](#)（「Komax について」、「組織」）および以下のリンクに記載されているシュロニガー・ジャパンの「行動規範」を完全に遵守することを約束します。[ビジネスパートナーのための Komax 行動規範](#)。

## 24. 管轄裁判所および準拠法

お客様とシュロニガー・ジャパンは、原則として友好的かつ相互に相違を解決するよう努めるものとします。

日本法が専属的な準拠法となります。専属的合意管轄裁判所は、シュロニガー・ジャパンの登記されている事業所の管轄裁判所です。

国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）および抵触法は明示的に除外されます。